

○大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱

平成29年3月30日告示第74号

改正

平成30年7月31日告示第162号

平成30年9月28日告示第196号

令和元年9月25日告示第84号

令和3年3月30日告示第59号

令和4年3月30日告示第57号

令和4年9月28日告示第143号

令和6年3月28日告示第60号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項の規定に基づき、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第3号及び大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年大和市規則第4号。以下「実施規則」という。）第6条第2項の規定により第1号事業支給費の算定に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）において使用する用語の例による。

(訪問型サービス及び通所型サービスに要する第1号事業支給費の額)

第3条 訪問型サービス及び通所型サービスのうち、介護予防訪問型サービス、訪問型サービスA及び介護予防通所型サービスに要する費用の額は、10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）第1項の表5級地の項割合の欄に規定する割合及び別記に規定する単位数を順次乗じて（別記第1号キからケまで並びに同記第3号ス及びセにあつては、減じて）算定するものとする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費割合)

第4条 第1号事業支給費の割合は、100分の90とする。

2 法第59条の2第1項の規定により算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費を算定する場合における前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項の規定により算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費を算定する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(加算及び減算の届出)

第5条 指定事業者による加算及び減算の届出は、大和市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費算定に関する届出書及び大和市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表により行うものとする。

(様式)

第6条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月31日告示第162号)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日告示第196号)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月25日告示第84号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第59号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和3年9月30日までの間、第1条の規定による改正後の大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱別記第1号アからウまで、同別記第2号アからウまで並びに同別記第3号ア及びイ並びに第2条の規定による改正後の大和市介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)実施要綱別表(介護予防ケアマネジメントの項に限る。)の規定の適用については、「単位」とあるのは「単位の1000分の1001に相当する単位」とする。

附 則 (令和4年3月30日告示第57号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に行ったサービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年9月28日告示第143号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に行ったサービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月28日告示第60号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に行ったサービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

別記（第3条関係）

介護予防訪問型サービス費、訪問型サービスA費及び介護予防通所型サービス費は、それぞれ次に掲げる単位を算定するものとし、当該単位の算定に当たっては、次に掲げるもののほかは、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

（1） 介護予防訪問型サービス費 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める単位とし、1月を単位に算定するものとする。

ア 1週当たりの標準的なサービス利用回数として定めた回数（以下「標準的な回数」という。）が1回程度の場合 1,176単位

イ 標準的な回数が2回程度の場合 2,349単位

ウ 標準的な回数が2回を超える程度の場合 3,727単位

エ 初回加算 200単位

オ 生活機能向上連携加算

（ア） 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

（イ） 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

カ 口腔（くう）連携強化加算 50単位

キ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位（アからウまでにおいて、指定事業者が当該月に算定した合計単位をいう。ク及びケにおいて同じ。）に100分の1を乗じて得た単位

ク 業務継続計画未策定減算 所定単位に100分の1を乗じて得た単位

ケ 同一建物減算

（ア） 事業所と同一の建物（以下この号において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者 所定単位に100分の10を乗じて得た単位

（イ） 事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者 1回につき所定単位数に100分の15を乗じて得た単位

コ 介護職員処遇改善加算

（ア） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位（アからケまでにおいて、指定事業者が当該月に算定した合計単位をいう。以下この号において同じ。）に1000分の137を乗じて得た単位を加えた単位

（イ） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位に1000分の100を乗じて得た単位を加えた単位

（ウ） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位に1000分の55を乗じて得た単位を加えた単位

サ 介護職員等特定処遇改善加算

（ア） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位に1000分の63を乗じて得た単位を加えた単位

（イ） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位に1000分の42を乗じて得た単位を加えた単位

単位

シ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位に1000分の24を乗じて得た単位を加えた単位

(2) 訪問型サービスA費 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める単位とし、1月を単位に算定するものとする。

ア 標準的な回数が1回程度の場合 976単位

イ 標準的な回数が2回程度の場合 1,950単位

ウ 標準的な回数が2回を超える程度の場合 3,093単位

エ 初回加算 200単位

オ 生活機能向上連携加算

(ア) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位

(イ) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

カ 口腔連携強化加算 50単位

キ 介護職員処遇改善加算

(ア) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位(アからカまでにおいて、指定事業者が当該月に算定した合計単位をいう。以下この号において同じ。)に1000分の137を乗じて得た単位を加えた単位

(イ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位に1000分の100を乗じて得た単位を加えた単位

(ウ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位に1000分の55を乗じて得た単位を加えた単位

ク 介護職員等特定処遇改善加算

(ア) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位に1000分の63を乗じて得た単位を加えた単位

(イ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位に1000分の42を乗じて得た単位を加えた単位

ケ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位に1000分の24を乗じて得た単位を加えた単位

(3) 介護予防通所型サービス費 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める単位とし、1月(栄養スクリーニング加算にあつては1回)を単位に算定するものとする。

ア 対象者が要支援1又は事業対象者のとき 1,798単位

イ 対象者が要支援2のとき 3,621単位

ウ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

エ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

オ 栄養アセスメント加算 50単位

カ 栄養改善加算 200単位

キ 口腔機能向上加算

ク 一体的サービス提供加算 480単位

ケ サービス提供体制強化加算

(ア) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

a 対象者が要支援1又は事業対象者のとき 88単位

b 対象者が要支援2のとき 176単位

(イ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

a 対象者が要支援1又は事業対象者のとき 72単位

- b 対象者が要支援2のとき 144単位
- (ウ) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)
 - a 対象者が要支援1又は事業対象者のとき 24単位
 - b 対象者が要支援2のとき 48単位
- コ 生活機能向上連携加算
 - (ア) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位
 - (イ) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200単位
- サ 口腔・栄養スクリーニング加算
 - (ア) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 20単位
 - (イ) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 5単位
- シ 科学的介護推進体制加算 40単位
- ス 同一建物減算
 - (ア) アに定める単位で算定している場合 376単位
 - (イ) イに定める単位で算定している場合 752単位
- セ 送迎減算
 - (ア) アに定める単位で算定している場合 1月につき376単位を限度として片道につき47単位
 - (イ) イに定める単位で算定している場合 1月につき752単位を限度として片道につき47単位
- ソ 介護職員処遇改善加算
 - (ア) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位 (アからセまでにおいて、指定事業者が当該月に算定した合計単位をいう。以下この号において同じ。) に1000分の59を乗じて得た単位を加えた単位
 - (イ) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位に1000分の43を乗じて得た単位を加えた単位
 - (ウ) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位に1000分の23を乗じて得た単位を加えた単位
- タ 介護職員等特定処遇改善加算
 - (ア) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位に1000分の12を乗じて得た単位を加えた単位
 - (イ) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位に1000分の10を乗じて得た単位を加えた単位
- チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位に1000分の11を乗じて得た単位を加えた単位

別表 (第6条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費算定に関する届出書	第5条
第2号様式	大和市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表	第5条